

全国的な教員不足の解消並びに個別最適な学びの実現に向けた教職員の定数増及び教育環境整備に関する意見書

国内外で大きな社会変動が起こり、予測困難な時代が到来する中で、次代の我が国を担う子どもたちが確かな学力を身につけ、人生を自ら切り拓く力を培うことが必要である。

子どもたち一人ひとりの状況に応じた個別最適な学びを実現するため、学校の指導・運営体制の充実強化や教育環境の整備が進められているが、特に児童生徒の教育及び学校運営の要となる教職員の確保が重要となる。

国においては、質の高い教育の実現に向け、義務標準法を改正し、令和3年度からの5年間で公立の小学校の学級編制の標準を段階的に40人から35人に引き下げるとともに、そのために必要な教職員定数の計画的な改善を図ることとした。

今後も更なる加配の充実や中学校における35人学級の導入に向けた検討が求められるが、現在、本県も含めて全国的に教員不足の問題が深刻化しており、教職員の定数増の前提として、教員のなり手を確保することが喫緊の課題である。

さらに、本県では、世界的半導体企業であるTSMC社が県内に新工場を建設し、令和6年末までに稼働開始予定である。これに伴い、同社社員の家族である多くの外国人児童生徒を受け入れ、適切な支援を行う必要が生じている。

よって、国におかれては、全国的な教員不足の改善を図りつつ、地方自治体が地域のニーズを踏まえて計画的に教育行政を進めることができるように、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 教職員に係る勤務時間の適正化や業務改善・効率化への支援、イメージアップの取組や教員養成大学における教育の充実など、教員不足の解消に向けた実効性のある取組を推進すること。
- 2 中学校における35人学級の導入を含めた段階的な学級編制の標準の引き下げ、少人数指導等の加配の充実など、教職員の定数増を推進すること。
- 3 外国人児童生徒の受け入れに向けた教職員の配置増に必要な加配等の措置や、支援員の配置、施設整備等の教育環境整備に対する財政支援を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月21日

熊本県議会議長 溝口幸治

衆議院議長	細田博之様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	岸田文雄様
総務大臣	金子恭之様
財務大臣	鈴木俊一様
文部科学大臣	末松信介様